

高齢者虐待防止に関する指針

(居宅療養・通所リハビリ・訪問リハビリ事業)

1 高齢者虐待防止に関する基本的考え方

高齢者に対する虐待は、高齢者の尊厳を脅かす深刻な事態であり「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）に示すとおり、その防止に努めることは極めて重要です。医療法人伯鳳会東京曳舟病院（以下当施設）では、同法の趣旨を踏まえ、また介護保険法が掲げる「尊厳の保持と自立支援」という目的を達成し、当法人が掲げる平等医療・平等介護を実現させるため、虐待の未然防止、早期発見・迅速かつ適切な対応等に努めるとともに、虐待が発生した場合には適正に対応し再発防止策を講じます。そのための具体的な組織体制、取り組み内容について、本指針を策定し、全ての職員は本指針に従い、業務にあたることとします。

2 高齢者虐待防止委員会その他施設内の組織に関する事項

(1) 虐待防止委員会の設置

虐待等の発生の防止・早期発見に加え、虐待等が発生した場合はその再発を確実に防止するための対策を検討するとともに、虐待防止に関する措置を適切に実施することを目的として、「虐待防止検討委員会（以下、委員会）」を設置します。

(2) 委員会の組織

委員会の構成員は、副院長、看護部長、事務部長、各課課長、各課係長、相談員の代表者とします。その他必要に応じて委員を指名することとする。

委員会の責任者として委員長を置き、これを当施設の副院長が務めます。また、副委員長を看護部長とするとともに、両名を「虐待防止に関する措置を適切に実施するための担当者（以下、担当者）」とします。その他、各構成員の役割は下表のとおりとします。

(3) 委員会の開催

当委員会は、委員長の招集により年間計画に基づき、年2回以上開催するとともに、必要に応じて随時、開催します。

(4) 委員会における検討事項

当委員会では以下の項目について検討を行うとともに、必要な取組事項を決定します。

- ①虐待防止検討委員会その他事業所内の組織に関する事
- ②虐待の防止のための指針の整備・見直しに関する事
- ③虐待の防止のための職員研修の内容及び企画・運営に関する事
- ④虐待等について、職員が相談・報告できる体制整備に関する事
- ⑤従業者が高齢者虐待を把握した時に墨田区への通報が迅速かつ適切に行われるための方法に関する事
- ⑥虐待等が発生した場合、その発生原因等の分析から得られる再発の確実な防止策に関する事
- ⑦前号の再発の防止策を講じた際に、その効果についての評価に関する事
- ⑧虐待事例が発生した場合は、委員会で事例検討を行うこと
- ⑨高齢者虐待防止委員会の役割
 - ア) 虐待に対する基本理念、行動規範等及び職員への周知に関する事
 - イ) 虐待防止のための指針、マニュアル等の整備に関する事
 - ウ) 職員の人権意識を高めるための研修計画に関する事
 - エ) 虐待予防、早期発見に向けた取組に関する事

- オ) 虐待が発生した場合の対応に関すること
- カ) 虐待の原因分析と再発防止策に関すること

⑩高齢者虐待防止の担当者の選任

高齢者虐待防止の担当者は、**副院長、看護部長**とします。

3 高齢者虐待防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する権利擁護及び高齢者虐待防止のための研修は、基礎的内容等の適切な知識を普及・啓発するものであるとともに、権利擁護及び虐待防止を徹底する内容とし、以下のとおり実施します。

- (1) 定期的な研修の実施（年2回以上）
- (2) 新任職員への研修の実施
- (3) その他必要な教育・研修の実施
- (4) 実施した研修についての実施内容（研修資料）及び出席者の記録と保管

4 虐待等が発生した場合の対応方法に関する基本方針

- (1) 区市町村への報告
- (2) 施設内での報告及び対応
 - 虐待の被害を受けたと思われる高齢者・利用者を発見し、高齢者支援総合センターに通報した場合には、速やかに委員会の構成員に報告します。
- (3) 高齢者虐待等に係る調査協力
 - 高齢者虐待に係る調査協力依頼等があった場合には、速やかに協力します。

5 虐待（虐待の疑い）等が発生した場合の相談報告体制に関する事項

- (1) 虐待が疑われる事例を発見した場合の報告体制
- 虐待等が発生した場合の相談・報告の体制は、本指針4の(1)、(2)、(3)に準じます。

6 成年後見制度の利用支援

利用者及びその家族に対して、利用可能な権利擁護事業等の情報を提供し、必要に応じて、行政機関等の関係窓口、身元引受人等と連携のうえ、成年後見制度の利用を支援します。成年後見制度の概要は、資料2を参照してください。

7 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

虐待等に関する苦情は、当施設において包括的に設置する苦情対応窓口において受け付けます。苦情対応窓口については利用約款または重要事項説明書に示します。

8 当指針の閲覧について

本指針は、利用者・家族、後見人、当施設に在所した方及び当施設の職員並びに その他の関係者がいつでも閲覧できるよう、施設内に提示するとともに、当施設ホームページに掲載します。<http://tokyo-hikifune-hp.jp/>

9 その他

権利擁護及び高齢者虐待防止等のための内部研修のほか、外部研修にも積極的に参加し、利用者の権利擁護とサービスの質の向上を目指すよう努めます。